



2011

JMRC関東ジムカーナシリーズ

共 通 規 則

本共通規則は、JMRC関東ジムカーナ部会が
定めたものであり、JAF全日本ジムカーナ選手権
またはJAF関東ジムカーナ選手権戦に参加する
場合は、各競技会特別規則書を遵守して下さい。

JMRC関東ジムカーナ部会

JMRC関東ジムカーナ部会に加盟するクラブが主催する競技会「ジムカーナ」は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則に従い、かつ本規則および各競技会特別規則書により開催される。

第1章 総 則

- 第1条 競技種目
四輪自動車によるジムカーナ競技
- 第2条 参加車両
本競技会に参加が認められる車両は、2011国内競技車両規則の第3編スピード車両規定に合致した車両とする。
尚レンタカーでの参加は認めない。
- 第3条 クラス区分
各競技会特別規則書に記載する。

第2章 参加および競技運転者

- 第4条 参加者(エントラント)
参加者は、JAF発給の2011年度競技参加者許可証の所持者でなければならない。
ただし、参加者を競技運転者が兼ねる場合は、この限りではない。
- 第5条 競技運転者(ドライバー)
1. 当該車両を運転する事が出来る運転免許証とJAF発給の2011年度の競技運転者許可証(ライセンス)の国内B以上を所持している事。
ただし各都県シリーズは、各都県ジムカーナ部会の決定による。
 2. 20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の同意の署名を必要とする。

第3章 参加申込の受付・締切および拒否

- 第6条 参加申込の受付
1. 当該年度の参加申込書・車両申告書・住所シールに正確に記入し署名捺印の上、参加料を添えて各オーガナイザー事務局に原則として現金書留にて申し込む事。(詳細は各競技会特別規則書による)
 2. 本シリーズに参加するドライバーは、競技中の事故で死亡した場合、1,000万円以上の保険金等が支払われるスピード競技に有効な保険等に加入している事。
JAF登録クラブ印は必ず捺印する事。クラブ印の無い者およびJMRC関東に登録していないクラブ・団体の所属員は参加料割引特典対象から除外される。
ただし各都県シリーズは、各都県ジムカーナ部会の決定による。
 3. 車両申告書には、自己の参加車両のJAF公認No.または登録No.を記入しなければならない。ただし、公認車両・登録車両でないものはその限りではない。
 4. 参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名:デミオ・インプレッサ・ランサー等)を入れる事。
 5. 電話・FAX・Eメール等による参加申込は受付ない。
 6. 参加人数は、各競技会特別規則書に記載する。
 7. 同一車両による重複参加(Wエントリー)は、2名までとし同一クラス(Lクラスを除く)に限る。ただし、各都県シリーズはこの限りではない。
 8. ドライバーは、1クラスのみ参加が認められる。

第7条

参加申込の締切

原則として競技会開催日10日前迄に必着とする。ただし締切日以前に特別規則書記載の規定参加台数に達した場合、その時点で締切る場合がある。

第8条

参加申込受理

1. 参加申込の諾否は、受理書の郵送またはFAXにて通知する。
2. 参加申込書の発送証明は、受理の証明として認められない。

第9条

参加申込の拒否

オーガナイザーは、理由を明示する事なく参加を拒否する権限を有する。参加規定人数を超える等、申し込みを受付けられない場合は、返送料および事務手数料として¥1,000を申し受ける。

第10条

参加料および参加料の割引(第6条-2を確認の事)

JMRC関東オールスターシリーズ	¥17,000(1名)
JMRC関東チャンピオンシリーズ	¥15,000(1名)
JMRC関東加盟クラブ・団体のクラブ員	¥1,000割引
2011年度SA・A・B・C・Lシード・ドライバー	¥1,000割引

1. C地区内各都県シリーズの参加料は、各都県部会の決定による。
2. 正式参加受理後には、参加料の返還は行わない。
3. 入場料等は、各競技会特別規則書に記載する。

第4章

車 両 検 査

第11条

車両検査

1. 車両検査は、各競技会オーガナイザーが定めるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。
2. 2011JAF国内競技車両規則第3編PN・N・SA・SC車両での参加者は、自己の車両諸元を証明する為に、車両公認書又は詳細な仕様書・カタログ等を常備し提示を求められた場合、速やかに提示する事。
3. オーガナイザーが配布したスポンサーマーク等は、指定された場所に競技会終了まで正しく貼付しなければならない。
4. 参加者は、出走可能な状態で車両検査を受ける事。車両検査で不合格の場合、車両検査を受けない場合、又は技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に参加出来ない。
5. 車両検査に車両を提示する事は、当該車両がすべての規則に適合している事を申告したものとみなされる。競技中に不適格が発見された場合は当該競技会から除外される。
6. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査する事が出来る。
7. 車両検査から正式結果発表までを車両保管とする。
8. 車両に関する疑義の判断は、当該競技会技術委員長が行う。

第12条

再車両検査

1. 競技終了後、上位入賞車両に対し原則として再車両検査を行う。当該検査の対象となった参加者は、その指示に従う事。
2. 技術委員長が行う車両検査および再車両検査の分解・組付に必要な工具・部品・必要経費等は全て参加者の負担とする。

第5章 ドライバーおよび参加車両の変更

第13条 ドライバーおよび参加車両の変更

1. ドライバーの変更は認められない。
2. 参加車両の変更は、正式参加受理後には原則として認めないが、参加車両に故障・破損等止むを得ない事情がある場合のみ、当該競技会の参加確認受付終了までに、大会事務局まで変更する参加車両の必要書類(車両申告書等)を提出した者についてのみ、当該競技会審査委員会の承認を得て、同一クラスに限り認める場合がある。

第6章 ゼ ッ ケ ン

第14条 ゼッケン

1. ゼッケンは、オーガナイザーが用意した物を使用し、指定された位置に正しく貼付する事。(全周をテーピングする事)
2. ゼッケンNo.は、オーガナイザーが決定する。

第7章 競 技

第15条 スタート

1. スタート方法は、ランニングスタートとする。
2. スタート合図は、旗または信号灯によって行う。

第16条 競技

1. 競技前、コースの競技区間を特別規則書または公式通知により図示し、慣熟歩行または慣熟走行を行う。
2. 原則として、ゼッケンNo.順に競技を行う。
3. コース上には、原則として1台の車両が出走するが、2台以上の車両が時差出走する場合もある。
4. 競技走行は原則として2回行い、ベストタイムを記録する。
5. 天候またはコースコンディション等により、1回走行のみで打切る場合がある。

第17条 計時

1. 計時は、競技車両の先端がコントロールラインを横切った時にタイム計測を開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
2. タイム計測は、自動計測器(光電管等)を使用し、1/100秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
3. 万一、自動計測器が故障・破損等の場合、別個の独立した自動計測器のタイムもしくは複数のストップウォッチの平均タイムを成績とする。

第18条 信号合図

クラブ旗・日章旗・グリーンランプ……………スタート
黄旗……………パイロン移動・転倒・脱輪
黒旗……………ミスコース
赤旗・レッドランプ……………危険あり停止せよ
緑旗……………コースクリア
チェッカー旗……………ゴール

第19条 順位決定

原則として2ヒートで行い、その内の良好なタイムを採用し、最終順位を決定する。

ただし、同タイムの者が複数の場合は、以下により順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 先にタイムを記録した者。

第8章 罰則および失格規定

第20条 罰則規定

1. コース上のオーガナイザーが指定した全てのパイロンに対し、移動または転倒が判定された場合、パイロン1本につき5秒を走行タイムに加算する。
2. 脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
3. 参加者およびドライバーが、以下の行為を行った場合、当該ヒートを無効とする。
 - 1) 指定されたスタート順にスタート位置につかない場合。
 - 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合。
 - 3) ミスコースと判定された場合。
 - 4) スタート後、3分を経過してもゴールラインに到着しない場合。
 - 5) 4輪がコースから脱輪した場合。(コースアウト)
 - 6) 自動計測器(光電管等)に接触した場合。
 - 7) 走行中に他の援助(オフィシャル含む)を得た場合。

第21条 失格規定

以下の行為を行った時、参加者およびドライバーは当該競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1. 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
2. 不正行為・危険行為を行った場合。
3. コースアウト等で、本人以外に損害・被害等を与えた場合。
4. 車両保管中に、技術委員長の承認を得ずに競技車両の改造および整備等を行った場合。
5. 競技車両を、車両検査後から競技会が終了する前に競技長の承認を得ずに会場より搬出した場合。

第9章 棄 権

第22条 棄権

ドライバーが途中で競技を終了する場合、明確に意思表示を行い、その旨を競技役員に申し出なければならない。

第10章 損 害 の 補 償

第23条 損害の補償

1. 参加者およびドライバーは、参加車両およびその付属品等が破損・紛失・盗難等の場合ならびに会場の器物等を破損した場合、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者・ドライバー・メカニック・ヘルパー・ゲスト等は、JAF・オーガナイザー・大会役員・競技役員・会場(土地)保有者等が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承しなければならない。
すなわち、大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、もしその役務遂行によって起きたものであっても、参加者・ドライバー・メカニック・ヘルパー・ゲスト・観客・大会関係者等の死亡・負傷・車両損害等に対しては一切の責任を負わないものとする。

第11章 抗 議

第24条 抗議

1. 参加者およびドライバーは、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。
ただし、本規則に規定された参加拒否および審判員の判定および計時装置に対する抗議は受け付けない。

2. 抗議は、抗議理由を明確に記入した文書と当該競技会の開催格式に応じた抗議料を添えて、競技長に対して提出する事。
3. 抗議料は、抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
4. 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者が、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この際の車両の分解等に要した費用は、技術委員長が算定する。
5. 競技会審査委員会の裁定結果は、参加者に公式通知をもって発表される。

第25条 抗議の制限時間

抗議の制限時間は下記の通りとする。

1. 技術委員の決定……………決定直後
2. 競技中の過失・反則……………競技終了後30分以内
3. 成績の発表……………暫定結果発表後30分以内
上記以外の制限時間は、JAF国内競技規則に準拠する。

第12章 競技会の延期および中止

第26条 競技会の延期および中止

保安上または不可抗力による特別な事情がある場合、競技会審査委員会の決定により、競技会を延期または中止する事が出来る。延期の場合、参加料はその当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。しかし、参加者が延期された競技会へ参加しない場合、参加料は事務手数料として¥1,000を差引いて返還される。
中止の場合、返還料および事務手数料としてオーガナイザーが決定した金額を差引いて返還される。
ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第13章 賞 典

第27条 賞典

1. 各クラスとも、参加台数に応じて下記の通り賞典を制限する。

2～3台⇒1位	4～5台⇒2位	6～7台⇒3位
8～9台⇒4位	10～11台⇒5位	12台以上⇒6位

2. 各クラスとも上記1に準拠し参加台数に応じて6位まで表彰する。

1・2・3位	JAF賞・オーガナイザー賞・副賞
4・5・6位	オーガナイザー賞・副賞

3. 各オーガナイザーで、上記以外に賞典を設定または制限する場合は、各競技会特別規則書に記載する。
4. 表彰対象者が表彰式に欠席した場合、表彰を放棄したものとみなし、オーガナイザーの用意した賞典は授与されない。

第14章 参加者・ドライバーの遵守事項

第28条 参加者およびドライバーの遵守事項

下記の事項を守らない参加者およびドライバーは、当該競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1. 参加者およびドライバーは、本規則に規定されている各種事項及び2011JAF国内競技規則・国内競技車両規則に精通し明朗かつ公正に行動し、暴言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保つ事。

2. 参加者およびドライバー・競技関係者は、競技中および大会期間中に薬品等によって精神を繕ったり、飲酒してはならない。
3. オーガナイザー・大会役員・競技役員・競技会審査委員会等の名誉を傷付ける様な言動をしてはならない。
4. タイムスケジュールに従って行われるドライバーズブリーフィングには全てのドライバーは必ず出席する事。
5. SC・Dクラス以外の参加車両はタイヤウォーム行為(冷却行為含む)等を全て禁止する。
6. 競技中以外は、全て徐行運転を行い、特に如何なる場所においてもスタートテスト・プレーキテスト等や極端な空吹かしは厳禁とする。
7. ゴール後は、指定されたエリア内又は停止ラインで一旦停止する事。
8. 競技中は、ヘルメット(注1)・シートベルト(注2・3)を正しく着用し、窓(ドライバー側)・サンルーフ等は必ず全閉する事。
 (注1) ヘルメットは、2011JAF国内競技車両規則・第4編・付則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に従う事。
 (注2) シートベルトは、2011JAF国内競技車両規則・第4編・付則の「ラリー競技およびスピード行事における安全ベルトに関する指導要綱」に従って取付ける事。
 (注3) PN・N・SA・B車両は、2011JAF国内競技車両規則・第3編・スピード車両規定に従う事。
9. JMRC関東オールスター・チャンピオンシリーズへ参加するドライバーの競技中の装備は、難燃性又は耐炎性のレーシングスーツ(表彰式含む)・レーシンググローブ・レーシングシューズ・4点式以上のシートベルトを義務付ける。ただし、各都県ジムカーナシリーズは、長袖・長ズボン・運動靴・指の出ないグローブでも良い。
10. サービスカーおよび車両積載車等は、オーガナイザーが指定した駐車スペースに置く事。

第15章 付 則

- 第29条 本規則の解釈**
 本規則および競技に関する諸規則(特別規則書・公式通知等含む)等の解釈に疑義が生じた場合は、当該競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 第30条 本規則の施行および記載されていない事項**
1. 本規則は2011JMRC関東ジムカーナシリーズおよび本規則に記載されているJMRC各都県ジムカーナシリーズに適用されるもので、参加申込と同時に有効とする。
 2. 本規則に記載されていない事項は、各競技会の特別規則書およびJAF国内競技規則に準拠する。
 3. 本規則発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべて本規則に優先する。

JMRC関東ジムカーナ部会運営委員会

エントリー・ドライバーの方々へ!

各競技会へ参加希望の参加者およびドライバーは、各オーガナイザー事務局へ連絡し、各競技会特別規則書を必ず取り寄せて下さい。

原則として、申込切りの期日は各競技会開催日の**10日前まで**に必着ですので早めに手配して頂けます様、お願い致します。

尚、各種提出必要書類には、丁寧に! 正確に! 記入して下さい。

JMRC関東ジムカーナ部会運営委員会

2011JMRC全国オールスタージムカーナ推薦規定

1. JMRC関東に加入している事を出場権獲得の条件とする。
2. JMRC全国オールスターに対応するクラスに上位選手を推薦する。
3. JMRC全国オールスタージムカーナへの参加選手に対して、参加援助をJMRC関東ジムカーナ部会が行う。

シリーズ規定

1. JMRC関東オールスターシリーズ・クラス区分

クラス	参加車両	気筒容積(cc)・駆動方式
N1	N車両	1,000cc以下で駆動方式制限なし
N2		1,000ccを超える前輪駆動車
N3		1,000ccを超える後輪駆動車
N4		1,000ccを超える4輪駆動車
SA1	SA車両	1,600cc以下の2輪駆動車
SA2		1,600ccを超える2輪駆動車
SC/D	SC・D車両	気筒容積・駆動方式制限なし
PN1	PN車両(5.参照)	1,600cc以下の2輪駆動車
NT1	N車両 (6.参照)	1,800cc以下の前輪駆動車
NT2		1,800ccを超える前輪駆動車
NTR		1,000ccを超える後輪駆動車
NT4		1,000ccを超える4輪駆動車

2. JMRC関東オールスターシリーズ参加の優先順位

スーパーA・A・B・C・L・ノーシードの順で優先する。

3. JMRC関東チャンピオンシリーズ・クラス区分

クラス	参加車両	気筒容積(cc)・駆動方式
N2	N車両	気筒容積制限なしの前輪駆動車
N3		気筒容積制限なしの後輪駆動車
N4		気筒容積制限なしの4輪駆動車
B2	B・SA・SC車両	気筒容積制限なしの2輪駆動車
NTL	B車両 (6.参照)	気筒容積・駆動方式制限なし・女性限定
NTF		気筒容積制限なしの前輪駆動車
NTR		気筒容積制限なしの後輪駆動車
NT4		気筒容積制限なしの4輪駆動車
NT1500		1,586cc以下の前輪駆動車

4. JMRC関東チャンピオンシリーズ参加の優先順位

B・C・L・ノーシードの順で優先する。(SA・AシードはNクラスへ参加出来ない)

5. PN1クラスのタイヤ規定

2011JMRC関東オールスターシリーズのPN1クラスへの参加車両は、タイヤ接地面にタイヤを1周する連続した縦溝を有するタイヤを使用しなければならない。当該縦溝はトレッドウェアインジケーター(スリップサイン)が出るまで維持されなくてはならない。

6. NTクラスのタイヤ規定

2011JMRC関東オールスターおよびチャンピオンシリーズのNTクラスへの参加車両は下記の使用禁止タイヤが定められる。

タイヤメーカー	使用不可タイヤ名称
ダンロップ	93J・98J・01J・02G・03G
ブリヂストン	520S・540S・55S・11S
東洋ゴム	FM9R・08R・881・888
横浜ゴム	021・032・038・039・048・050
メーカー問わず	ラリータイヤ/海外メーカー製通称Sタイプ等

7. シリーズポイント

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

※同ポイントの場合の順位決定方法

＜JMRC関東オールスターシリーズ＞

- 1) 得点合計の対象は、シリーズ戦として成立開催した当該クラスの競技会の70% (小数点以下四捨五入)とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該シリーズ戦の当該クラスの競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催された全ての競技会が得点の対象となる。
- 2) 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - ①有効得点の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - ②上記①の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - ③上記②の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合: 1位・2位・2位・4位・5位・6位

＜JMRC関東チャンピオンシリーズ＞

- 1) 成立した当該クラスの競技会回数70% (小数点以下四捨五入)の内、取得した順位の回数を上位から順に比較し回数が多い者を上位とする。
- 2) 回数も同一の場合、成立した全戦の取得順位の内、取得した順位の回数を上位から順に比較し、回数が多い者を上位とする。
- 3) それでも同一の場合は、最終戦で上位の者とする。
- 4) 前記までで決定しない場合、JMRC関東ジムカーナ部会運営委員会にて決定する。

8. ポイントの不成立と失効

- 1) JMRC関東オールスターシリーズは、各クラスの参加台数が5台に満たない場合、当該クラスのポイントは不成立とする。
- 2) JMRC関東チャンピオンシリーズは、各クラスの参加台数が2台に満たない場合、当該クラスのポイントは不成立とする。
- 3) JMRC関東チャンピオンシリーズは、3戦以上の有効開催がなければ、そのクラスは成立しない。
- 4) 各競技会において、ドライバーが理由の如何に関わらず失格となった場合、それまでの全ポイントが失効となる場合がある。
尚、これに伴う他のドライバーのシリーズポイントの繰上げは行わない。

9. 異なる車両での参加

シリーズ戦を通じ、同一クラスの車両であれば異なる車両で参加してもシリーズポイントは加算される。

10. シリーズ賞典

- 1) 各クラスとも、原則として6位まで表彰する。ただし、同一クラスへ3戦以上の参加実績者でシリーズ成立平均参加台数30%(四捨五入)以内の者。
- 2) シリーズ表彰式は、別途開催する。

11. 2012年度シード・ドライバー選考規定

- 1) SAシード・ドライバー (全日本シード)
過去5年以内のJAF全日本ジムカーナシリーズ・チャンピオン及びJAF CUP ジムカーナ・チャンピオン及び2011JAF全日本ジムカーナ・シード・ドライバーとする。
- 2) Aシード・ドライバー (関東シード)
2011JMRC関東オールスターシリーズ及び2011JMRC関東チャンピオンシリーズ各クラス3位までの成績者。
ただし、シリーズ平均参加台数20% (小数点以下四捨五入) 以内の者。
- 3) Bシード・ドライバー (都県シード)
2011JMRC各都県シリーズ各クラスチャンピオンで、各都県ジムカーナ部会からの推薦を受けた者。

12. シード・ドライバーの特典

- 1) シードゼッケンNo. (各クラス出走順の確定) を与える。
Aシード・ドライバーは、シード権を獲得した2011年と同一クラスに参加する場合、各クラスともリバースゼッケンNo.とする。
(シリーズチャンピオン=各クラスの最終ゼッケンNo.で出走する)
- 2) SA及びBシード・ドライバーが参加する場合は、A⇒SA⇒Bの順で各クラスともリバースゼッケンNo.として出走する。

13. シード権の有効期間

SAシード・Aシード・Bシード・Cシード・Lシードは当該年度のみ有効とする。

14. 付則

- 1) 本規定もしくはシリーズ戦に対し疑義が生じた場合、JMRC関東ジムカーナ部会運営委員会にて審議決定する。
- 2) 本シリーズ共通規定は、2011年1月1日より施行する。

JMRC関東ジムカーナ部会運営委員会